

# 学校感染症と出席停止の期間の基準

(学校保健安全法施行規則第19条 令和5年5月8日改訂)

分類	病名	出席停止の基準	
第一種	(※)	治癒するまで	
第二種	新型コロナウイルス	発症後5日、かつ、症状軽快後1日が経過するまで	
	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 腸管出血性大腸菌感染症、パラチフス 急性出血性角結膜炎、流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノ）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要

※第一種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、痘そう、ジフテリア、灰白性髄縁（ポリオ）、SARS、MERS、鳥インフルエンザ

「アデノウイルス」と聞いたら、病名と出席停止期間を確実に聞いてください！  
 「咽頭結膜熱（プール熱）」「流行性角結膜炎（はやり目）」の場合は出席停止扱いですが、熱やのどの症状だけであれば、出席停止にはなりません。

